

中国近代新聞と日本新漢字語の導入 ——日本語記事「清國膠州灣」の中訳を例として

秦 春芳

0. はじめに

日清戦争（1894～95）後、日本の明治維新に倣って維新を唱える中国の有識者は、新思想を広め、近代文明を導入するために、『万国公報』（1895.8～12 北京）、『中外紀聞』（1895.12～1896.1 北京）、『時務報』（1896.8～1898.8 上海）、『知新報』（1897.2～1901.1 澳門）、『國聞報』（1897.10～1900 天津）、『集成報』（1897.5～1898.5 上海）、『實學報』（1897.8～1898.1 上海）など多くの定期刊行物を発行した。これらの新聞の中で『時務報』と『實學報』は他のものに比べ、日本、そして日本語を通じて新しい文明を取り入れようとする姿勢が明確に示され、原誌となる日本語記事の出典も明記されている。沈等（1998）では「本格的に日本の新聞記事を訳出し、中国社会に提供したのは『時務報』の「東文報訳」が最初」と指摘されている。これを参考に筆者が調査したところでは、『實學報』の「東報輯訳」「東報訳補」がその次に位置するものとなる。

『時務報』（旬刊）は、1896年8月から1898年8月まで2年にわたって上海で発行され、中国の維新運動の間、最も売れ行きが良く、販売範囲が広く、しかも、影響力が強い定期刊行物であった¹。創設者は黃遵憲、汪康年、梁啟超等となっており、梁啟超は主筆としても活躍していた。『時務報』は明治維新に倣って、近代思想を鼓吹し、変法を主張する。沈等（1998）によると、外国新聞を翻訳する「域外報訳」欄は約分量全体の約2分の1を占めており、そのうちの「東文報訳」欄の中では、594本の日本新聞記事が古城貞吉によって訳されているという。『時務報』は、外国新聞・雑誌の記事を翻訳することを通じて、国際情報の伝達を図り、中国社会の啓蒙と閉鎖状態の打破を目指したものであった。

一方、『實學報』（旬刊）は、1897年8月から1898年1月まで上海で発行され、発行期間は短く、半年も続かなかったものの、19世紀末期に起こった維新運動の間に「最足以動守旧者之聽、且足以奪維新者之心」の定期刊行物と評されている²。総理は王仁俊が、総撰述は章太炎がそれぞれ担当している。『實學報』は、「以講求學問、考覈名實為主義、博采通論、廣訳各報」を趣旨とし³、上諭、實學と関係がある章奏を採録し、それ以外の内容を天学、地学、人学、物学の四部類に分けた学術的な刊行物である。外国の新聞・書物を翻訳する欄は、最後の第14冊を除

いて、影印版で約25ページあって、全体の約43%の分量を占めており、多いときには34ページもある。そのうちの「東報輯訳」「東報訳補」は、王宗海（伯英）、孫福保（玉如）、程起鵬によって訳された138本の日本新聞記事を紹介している。翻訳記事の内容は世界諸国の最新情報に関するものが最も多く、中国社会の近代化を目指す趣旨においては、『時務報』と同様であるとみられる。

1. 研究の目的

『時務報』と『実学報』について見ると、『時務報』発行の2年間のうち、約半年間は『実学報』と重なり、両誌ともに日本新聞からの翻訳記事を数多く掲載しているのであるが、ソースとなった日本語記事の中で、両者がともに原誌としているのはわずか一篇のみである。それは明治30年9月12日に『東京日日新聞』に掲載された「清國膠州灣」という記事である。

本稿は、この両紙に共通する一篇の記事を分析対象として取り上げて、日本語記事の中国語訳である『時務報』「論膠州灣」と『実学報』「清國膠州灣」における使用語彙の異同を明らかにし、更に、原誌記事との関連や中国語としての自然さなどの観点から、原誌の日本語彙の影響及び翻訳の正確さ、翻訳に影響を与える要素を追究することによって、中国語への新漢字語の借用媒体として近時その重要性が注目され始めた定期刊行物にも種々相の存したことを解明することを目的とする。なお、本稿では、調査対象語について、音読みか訓読みかを問わず、漢字表記語である点に注目して、一律に漢字語と称す。

2. 中国語訳の翻訳者

翻訳記事の使用語彙の選択や日本語彙の影響の有無、及び訳文の正確さは翻訳者によるものが多く、本稿での目的達成の示唆を得るために、本節では、記事の翻訳者に関する状況を記述することにする。

2.1 中国語訳の翻訳者

『時務報』の日本語記事の翻訳者古城貞吉については、沈等（1998）に委ねるが、『実学報』の日本語記事の翻訳者については、筆者の調査によって得られた情報を述べることにする。『実学報』の日本語記事の翻訳は、王宗海、孫福保、程起鵬の三人が順に担当している。この三人について、『中国留学生大辞典』『民国人物大辞典』『清末各省官費留日学生姓名表 佚名編』及び何種かの人名大辞典を調査したが、言及するものはなかった。したがって、三人はそれほど活躍していなかったと思われるが、三人とも日本留学の経験者ではないことが明らかである。

日清戦争の翌年の1896年旧暦3月末、唐寶鍔、朱忠光等の13人が清政府の総理衙門で行われた選抜試験に合格し、最初の日本への留学生として派遣された。それに続き、1897年には9

人が日本へ渡り、その後、中国留学生の人数は次第に増加し、1905、1906 年には最多を迎え、約 8000 人に及んだと指摘されている⁴。

一方、『実学報』の発行は 1897 年旧暦 8 月からであるため、翻訳者の三人に日本留学の経験があることは考えにくい。とは言え、日本語が分からずに翻訳を担当することはないとと思われる。実藤（1981）によると、中国人としての最初の日本書翻訳者である樊炳清は、日本に留学した者ではなく、上海東文学社で日本人藤田豊八に日本語を学んでいたという⁵。このことから、その類例として、王宗海等三人が中国で日本語を習っていたということは十分推測できよう。現段階では、孫福鵬が「師範学堂教讀之職」であることが確認されているのみで⁶、ほかの二人の身分及び職業は不明である。また、彼ら三人がどこで日本語を学び、どのような経緯で『実学報』の日本語記事の翻訳を担当するようになったのかというような情報は把握できていない。今後の課題として、王仁俊の人脈や彼ら三人の出身地を手がかりに、上記の疑問を解明する調査を続ける。

2. 2 日本語翻訳者の不足

沈等（1998）によると、1896 年ごろ、「中国国内だけではなく、日本でも駐日公使館が把握している範囲内で日本語に精通した人が非常に少ない。公使館も通訳の不足に悩まされていた。（英語、フランス語の通訳の養成は、早い段階から始まった。北京の同文館、上海の広方言館などがその為の機関である。しかし、上海の広方言館に東文館が設置されたのは、日清戦争後である。）」という。『実学報』の第 1 冊にある「實學報啟」によると、「本報繙譯東西書報」「繙譯三人」との記述が見られる⁷。これによれば、日本の新聞からの翻訳を載せることは予定されていたと考えられる。しかし、実際、第 1 冊に日本の新聞からの翻訳は見当たらず、第 2 冊から、日本新聞の翻訳担当者として王宗海が起用され、「東報輯譯」が漸く登場した。しかも、王は 4 冊分の口頭翻訳だけを担当し、第 6 冊から名前が消えている。そこで、『実学報』の発行当初から「撰述」と「編校」を担当していた孫福保が第 11 冊まで日本新聞からの翻訳を続け、第 9 冊から最後までは程起鵬も加わっている。

また、『時務報』の場合、汪康年の友人への斡旋要請の結果、唯一の適任者古城貞吉が見つかったが、日本語翻訳記事は、古城の都合で創刊号から載ることがなく、第 3 冊からの登場となっている。汪康年にしてみれば、第 1 冊から日本語の翻訳記事を載せたかったであろうが、翻訳できる人材の不足に打つ手がなかったのであろう。

1896 年に留学生を日本へ派遣するまでに、日中の文人の間で筆談を通じてコミュニケーションを取ることはあったが、日本語を習得する一般の中国人はほとんどいなかつたようである⁸。また、上記の留日学生の人数及び当時の中国における日本語教育の状況から、1897 年ごろに、

新聞の翻訳を担当できる実力を持っていた人材が不足していたことがうかがえる。

3. 『時務報』と『実学報』における中国語訳の語彙

以上、両誌の翻訳者に関する実情を概観した上で、次に、それが翻訳記事の中国語にどのような形で現れたかを分析することにする。

3.1 調査対象語の抽出基準、方法及び本節の目的

『時務報』と『実学報』における翻訳記事から比較する分析対象語を抽出する際、次の基準に基づくこととする。

- (1) 基本的には 2 字漢字語を抽出するが、語の意味構成にも配慮し、意味上で分割不可能、或いは一語と見なすしかない場合は、2 字以上の漢字語も対象に入れる⁹。
- (2) 基本的には上記の基準に基づくが、調査対象範囲から除外するものもある。例えば、固有名詞（地名、人名、国名など）、接頭辞・接尾辞の付加した語¹⁰、数詞・助数詞が含まれる語である。

また、語を抽出する段階では、語形のみに注目する。そして、調査対象語を絞る段階では、古い用例と新しい用例を見落とさないことを配慮し、まず、日本語を確認するために『言海』(1979)、『日本国語大辞典第 2 版』(2000~02) を用い、中国語を確認するために『辞源』(1915)、『辞海』(1936~37)、『漢語大詞典』(1986~94)、『大漢和辞典』(1990~2000) を用いて、これら日中両語の当時と現代の辞書において、その語は見出し語或いは関連情報として掲載されているかどうかを確認する。この段階で、日中の一方にしか出現しない語は調査対象から外す。次に、日本語記事と中国語の翻訳記事における意味について考察を行う。この段階で、文脈における意味の違いが生じた語は保留し、誤訳の語は除外する。

上記の基準に基づいてまとめた語について、両翻訳記事を通じて中国語に取り入れられた日本漢字語を明らかにした上で¹¹、その性格についての分析を兼ねて、どのような語が、どのくらい両資料において共通して用いられているのか、また、共通していない語はいかなるものなのか、更に、両翻訳記事において、原誌記事と重なる語はいかなるもので、その数は何を示しているのか、という観点から考察を行う。なお、抽出された調査対象語は現代日本語の表記に改めて示す。

3.2 『時務報』の「論膠州灣」における語彙

『時務報』において、日本新聞記事「清國膠州灣」は「論膠州灣」と翻訳され、旧暦 9 月 11 日発行の第 41 冊に掲載されている。この翻訳記事から異なり漢字語 25 語が抽出された。以下、記事に出現する順に示す。なお、下線の 7 語は日本漢字語である可能性が非常に高い語である

が、沈等（1998）では「外交官」「軍港」「国庫」の3語だけが新語・新表現として指摘されている。

海軍衙門 一章 客冬 測量 勸告 政府 築造 蕃煤所 兵營 嘉納 外交官 方法
決意 軍港 貧弱 国庫 空虛 辦法 貴國 同用 利權 資代 允諾 亟成 所有

3.3 『実学報』の「清國膠州灣」における語彙

『実学報』において、日本新聞記事「清國膠州灣」は程起鵬によって、同様のタイトルで「清國膠州灣」と示され、旧暦11月21日発行の第12冊に掲載されている。この翻訳記事から異なり漢字語35語が抽出された。以下、記事に出現する順に示す。なお、下線の6語は日本漢字語である可能性が非常に高い語であり、「技師」「軍港」の2語は沈等（1998）で新語として挙げられている。

海軍省 機関新聞紙 一説 去冬 測量 力勸 政府 築造 煤棧 兵營 埔頭¹² 進言
容納 外交之官 陳說 決計 屯軍之港 目下 金錢 不足 本領 技師 造成 軍港
権利 自備 資費 庶幾 成就 容易 著手 新聞紙 一事 附記 名義

3.4 日本漢字語とその可能性の高い語

「附記」「兵營」「方法」「名義」などの語は、『大漢和辞典』に採録されており、新聞記事における意味と同じ意義項目が確認されている。ただし、出典は明記されているものの、年代は示されていない。また、各語について、他の文献における記述はどのようにになっているのだろうか。『漢語大詞典』では、「附記」について、邹韬奋《萍踪寄语》の用例が挙げられている。「兵營」については、用例が挙げられていない¹³。また、「方法」は西周訳の『利學』（明治10年）などで使用されており、当時すでに method の訳語として定着していた¹⁴。「名義」について、郭沫若《洪波曲》の用例が見られる。上記2語はいずれも近代以前の用例がない。したがって、現時点では、これらの語を日本漢字語として扱う。ほかに、「外交官」「勸告」「軍港」「国庫」「築造」などは『大漢和辞典』では採録されておらず、日本側文献に出典を持っていることから、これらの語も日本漢字語と判定することにする。

以上、日本漢字語とその可能性の高い語を、『時務報』『論膠州灣』からは「勸告」「築造」「兵營」「外交官」「方法」「軍港」「国庫」の7語、『実学報』『清國膠州灣』からは「築造」「兵營」「技師」「軍港」「附記」「名義」の6語、抽出することができた。

3.5 両翻訳記事において異なった表現となっている同義語句

『時務報』『論膠州灣』	『実学報』『清國膠州湾』	現代中国語（簡体字表記）
～報	～新聞	～报
哥得林（新聞名）	誇託利痕（新聞名）	「哥得林」が原誌の「コトリン」に近い

海軍衙門	海軍省	現在は中国の「国防部」に含まれる
常言其意之報	機關新聞紙	机关报
客冬	去冬	去年冬天
勸告	力勸	劝告
中国	清國	中国
蓄煤所	煤棧	煤库
嘉納	容納	容纳
外交官	外交之官	外交官
決意	決計	決意
軍港	屯軍之港、軍港	军港
利權	權利	利权；权利 ¹⁵
資代	資費	资金，经费

上掲の表から分かるように、同一日本語記事に基づく翻訳記事で使用された漢字語は、異なるものが多く、抽出語全体の半分程度を占めている。両翻訳記事に共通して出現しているのは「測量」「政府」「築造」「兵營」「軍港」の5語である。以下、異なる語の中から代表的なものをいくつか取り上げて、具体的に見ていく。

(1) 「勸告」と「外交官」

日本語記事に出現している「勸告」「外交官」は、日本語の影響を受け、中国語ではすでにある程度定着していると判断したためであろう。古城貞吉は『時務報』ではそのまま取り入れている。それに対して『実学報』では、「勸告」の代わりに「力勧」「進言」が用いられ、「外交官」は「外交之官」と訳されている。また『実学報』では、日本語記事の「軍港」は「軍港」と訳された箇所もあれば、「屯軍之港」と訳された箇所もある。このことから、「外交官」「軍港」のような新しい概念は多く説明的語句の形で表し、「外交之官」「屯軍之港」のような表現形式がまだ好まれていたと考えられるであろう。では、なぜ程起鵬は「勸告」の使用を避け、「外交官」を用いなかったのだろうか。日本人である古城貞吉と中国人である程起鵬のスタンスの違いによるものだろうか、それとも当時の中国語の語彙、表現方法の影響に起因するのだろうか。この点について明らかにするために、以下、当時の中国語における両語の使用状況を調査する。

「勸告」については、『時務報』では古城以外の人による使用が見られず、『実学報』も使用が確認できない。「外交官」についての調査結果は以下のとおりである。

古城による翻訳では、「外交官」の使用が確認されているが¹⁶、「外交家」がより多く用いられ、「使臣」「公使」「領事」「外交事務員」「外務大臣」も使用されている。全体的に見ると、「外

「交官」の使用はそれほど多くないようである。また、現段階で、古城による翻訳以外の翻訳や論説文においては「公使」「領事」「領事官」「外部大臣」などの表現が確認できる。

『実学報』における日本語・英語・フランス語を含む翻訳記事及び中国人によって書かれた文章全般を調査したところ、「外交官」の使用は確認されなかった。しかし、「公使」「使臣」「領事」「領事官」が見られ、おそらく、それらは「外交官」の代わりに使用されていたと思われる。他に、外交関係の官僚の職として、「外務大臣」「外部大臣」「外相」「外務卿」も出現している。

なお、同時期の『集成報』においても、「勸告」と「外交官」が使用されていない。

以上の調査結果から分かるように、「勸告」と「外交官」という表現は当時の中国語にまだ浸透していなかった。このような理由から、程起鵬は日本漢字語と中国語との違いを意識し、自らも馴染まない原誌記事の表現を取らず、翻訳記事で「字の補足」という方法で「外交官」を「外交之官」に、「軍港」を「屯軍之港」に訳しているとみられる。また、「勸告」は「力勧」「進言」といった古風な中国語に訳している。

(2) 「権利」と「利権」

一つ注目すべき点として、原誌記事の「権利」という語が「利権」(『時務報』)と「權利」(『実学報』)と違う語に訳されていることが挙げられる。「利権」は古くから中国の文献に見えるため、語の概念が理解しやすく、読者に受け入れられやすい。古城による翻訳のほか、『実学報』の英字新聞記事の翻訳「借款已成」などでも多く確認されている¹⁷。一方、「権利」は中国人による造語ではあるものの、近代的概念を表すもので、その歴史はまだ浅いため、当時、一般的認識度はそれほど高くなかったと思われる。『実学報』において、「権利」は「清國膠州灣」のほかに、「日俄協商」¹⁸「論歐洲各國政府之意見」¹⁹「論俄國在東方利益」²⁰などの記事にも使用されている。前後の文脈によって、どちらの使用も自然な場合もあるが、「利権」が使用された場合、「利益」が強調されるニュアンスがあるようである。また、「利権」を用いると不自然になるような場合は「権利」が使用されている。例えば「加之一切權利. 操之自俄. 俄可以無論何時. 於中日兩國之間. 播弄是非.」という文である²¹。これによって、当時的人はすでに、「権利」と「利権」の両語を区別して使う意識を持っていたと考えられよう。ここで取り上げた翻訳記事において、古城の文章では中国人読者に親しまれている「利権」が用いられ、前後の文脈にも合致するが、原誌の「権利」の意味とニュアンスに合う点においてはやはり程起鵬訳の「権利」のほうがふさわしいと思われる。したがって、「権利」が『実学報』に登場して読者の目に触れることが、読者の「権利」に対する認識を高め、「権利」の使用を普及することにつながったと思われる。

(3) その他

古城貞吉は、日本の「省」という行政機関に当たる組織を「衙門」と訳し、「海軍省」を「海軍衙門」と表現している。ほかに、「機關新聞紙」という中国人に馴染みのない言葉を、「(海軍衙門所) 常言其意之報」のように、説明式の文章をしている。更に、日本新聞記事の用語にとらわれず、「～報」「客冬」「利権」など中国人に分かりやすい言葉を使用している。そのため、「論膠州灣」は日本人による翻訳であるにも関わらず、その使用語彙及び文章が理解しやすい。これはまさに、古城が中国人読者のこと考慮して自らの漢文素養を駆使したことを物語っており、ここから氏の漢文造詣の深さを垣間見ることもできる。

また、当時の清政府に対して、両翻訳記事は「中国」と「清国」と異なる表現を用いている。『時務報』と『実学報』の全体を調べた結果、『時務報』ではほぼ完全に「中国」に統一されているのに対して、『実学報』では、日本語からの翻訳記事は「支那」「清国」を用いているが、それ以外の部分は「中国」を使用している。したがって、当時、「中国」という表現のほうが一般的であったが、『実学報』の日本語翻訳欄は日本語の影響を受けていたと言えよう。

3.6 翻訳記事と原誌記事において共通して出現する語彙

(1) 『時務報』の「論膠州灣」と東京日日新聞の「清國膠州灣」において重なって出現している語は次の7語で、翻訳記事から抽出された25語の約28%を占めている。

測量 政府 兵営 築造 勘告 外交官 軍港

(2) 『実学報』の「清國膠州灣」と東京日日新聞の「清國膠州灣」において重なって出現している語は次の14語で、翻訳記事から抽出された35語の約40%を占めている。

海軍省 去冬 測量 政府 兵営 築造 種種 軍港 目下 金錢 技師 権利 著手
名義 附記

以上、翻訳記事と原誌記事において共通して出現したのは「軍港」「政府」「測量」「築造」「兵営」の5語で、そのうち、「兵営」「築造」「軍港」の3語は日本漢字語である。また、この2項目を見て分かるように、翻訳者が日本人であるにも関わらず、『実学報』「清國膠州灣」より『時務報』「論膠州湾」のほうが日本新聞記事と共通の語彙が少ない。このことは、翻訳者の古城貞吉が原誌の使用語彙を忠実に反映するというよりも、中国人読者ことを考慮して分かりやすく重きを置いて調整した可能性があると言えよう。例えば、「衙門」「貧弱」「利権」などの語の使用である。

3.7 現代中国語という観点

本節では、『時務報』と『実学報』の訳語の合理性について追究するために、3.5で示した表の語を現代中国語と対照するという観点から考察することにする。

（1）「～報」と「～新聞」

『時務報』においては、外国の新聞記事からの翻訳は、日本の「～誌」「～雑誌」「～新報」を除いて、全て「～報」に訳が統一されている。それに対して、『実学報』では英字新聞名は「～報」に訳されているが、日本新聞名は「～新聞」「～新報」「～雑誌」と示されており、全て原典のままである。現代中国語では、『実学報』における日本新聞名の表記法の影響が残っておらず、「ニュース」を「新闻」で、newspaper の日本式訳語の「～新聞」を「～报」で表している。つまり、『実学報』は新鮮味を与えたものの、中国語で歴史の長い「报」のほうが感覚に合っており、安定性を見せていていると言えよう。「～报」が現代中国語にも残っていることも一つの証拠として挙げられる。

（2）「機關新聞」と「机关报」

現代中国語では「机关报」という言い方が定着しているが、おそらく、「机关报」は日本語の「機關新聞」の影響を受けたと思われる。これについて、両翻訳記事を見てみると、『時務報』は「机关报」を連想させない説明的な文章を用いているのに対して、『実学報』は「機關新聞紙」という表現を用いている²²。「機關新聞」の中国語訳である「機關新聞紙」は日本漢字語ではないが、「機關」と「新聞」の組み合わせでその概念を表すという発想と表現方法は日本語の影響によるものと考えられ、それが更に現代中国語の「机关报」の誕生にもつながったのではないかと思われる。

戈（1927）によると、「报」は、『説文』では「判決（する）」という意味に解釈されており、「報告（する）」という意味で使用されているのは「赴」の仮借で、『礼記喪服小記』の「報葬者報虞」が最初に「速やかに報告する」という意味で用いたものであるという。また、同書では、「报纸」「报馆」などの「报」の根源は『礼記』にあるということ、更に中国の「报」は日本の「新聞」、イギリスの「newspaper」に当たるということも述べられている。

「機關新聞」の初期中国語訳「機關新聞紙」の「新聞紙」はいつしか「报」に変わってしまった。管見の限り、「機關新聞紙」の「新聞紙」がいつどのように「报」に変わったかという点について論じた研究は見当たらないが、『漢語大詞典』では、「机关报」の語例に「瞿秋白《饿乡纪程》七：“旧党机关报如《俄声》及谢美洛夫派报馆《光明》专和新党机关报《前进》反对，差不多天天打笔墨官司。”邹韬奋《经历》五九：“有人在造谣，说我得到西南的钱，替他们办机关报。”」とあり、1922年の《饿乡纪程》と1937年の《经历》が挙げられている。

『実学報』は、日本語「機關新聞」を「新聞紙」という当時の新漢字語を用いて「機關新聞紙」と訳し、「機關」と「新聞紙」を組み合わせる発想を中国語に取り入れた。しかし、古代では「邸報」「官報」があり、近代では多種多様な「民報」が発行されていたように、中国語では

「報」の歴史が長く、「～新聞紙」より「～報」のほうが中国人の感覚に合っている。新鮮味より感覚に合う点が重視された結果、「机关报」は中国語に登場・定着し、「機関新聞紙」は消えてしまったと推測される。とは言え、「機関新聞紙」という訳語が「机关报」の成立に結びついたであろうという点において、『実学報』はプラスの役割を果たしたことは無視できない。

(3) 「決意」と「決計」

原誌記事の「意を決して」という表現について、『時務報』では、原誌に出ている漢字を用いて「決意」と訳され、そのまま現代中国語でも使われている。一方、『実学報』では、当時の中国語で多用されていた「決計」という表現が当てられている。「決計」は現代中国語で「必ず、絶対に」という意味になっており、「意を決して」という意味では使用されなくなっている。

(4) まとめ

古城貞吉の中国語訳は、言葉づかいと構文の面で現代中国語に近く、文章全体が『実学報』の中国語訳より理解しやすい。その理由として、言葉づかいでは、「衙門」「利權」などの中国語の固有語彙を用いていること、「機関新聞」を「常言其意之報」に訳すなど、日本語を分かりやすい中国語に言い換えていること、「外交官」など現代中国語の常用語となっている語を使用していること、また、構文では、語順と文の構成要素の配置が現代中国語に近いことなどがある。一方、『実学報』の訳文が分かりにくい理由としては、文章の言葉づかいが古典的要素を多く含むことや、構文において、語順や中国語の古文の典型的な接続詞「以～為～」²³などによる構文が多いことなどが挙げられる。『実学報』の「影印説明」によると、『実学報』は新知識を紹介するが、言葉づかいが古雅で分かりにくく、『時務報』のような庶民にも理解しやすいものではないという。この記述はまさに筆者の分析を支持する有力な裏づけ資料となっている。

なお、「外交官」「技師」「軍港」「権利」「政府」などの『時務報』と『実学報』に出現する新漢字語は、現代中国語としても使用されている。一つの記事から得た結論であるため、断言は避けるが、中国語の語彙を豊かにし、ひいては、中国の近代化に果たした両資料の役割の一端が認められよう。

3.8 小結

本稿で取り上げている一記事に限定して述べると、翻訳記事から抽出された語は、『時務報』より『実学報』のほうが圧倒的に多かった。日本新聞記事と重なって出現している語の場合も、『実学報』は『時務報』の倍に及んでいる。したがって、『実学報』のほうが原誌記事の語彙使用状況をより忠実に反映していると言える。

ところで、両翻訳記事から中国語に取り入れられた日本漢字語の数は、『実学報』の6語より『時務報』のほうが若干多く、7語であった。それらの中で、前述したように、「兵營」「築造」

「軍港」の3語は両記事で重なっており、原誌記事に出現しているが、残りの7語のうち、『時務報』の「国庫」「方法」は原誌記事においては確認できなかった。また、これらの日本漢字語の性質について見ると、造語法から大きく2種に分けることができる。一つは、中国の古典にある語に新たな意味を付与するもの（例えば、「技師」「附記」「名義」など）で、もう一つは、二文字をもって新しい二音節の語を作るもの（例えば、「築造」「軍港」「国庫」など）である。後者の語は、漢字本来の意味を生かしているため、中国人も支障なく理解できる。

また、少し視点を変えて新漢字語の立場から眺めてみると、「海軍」「機関新聞紙」「権利」「政府」「新聞紙」などは日本漢字語ではないが、いずれも近代文明を表す言葉で、斬新な印象を与えたと同時に、両翻訳記事における使用によって、中国人読者のこれらの表現に対する認識が深まったと思われる。「海軍」を例に見てみると、『時務報』の英字新聞記事の翻訳「日^{即西}班^牙美戰攻勝負論」²⁴と『実学報』の英字新聞記事の翻訳「俄日在高情形」²⁵などの翻訳文章及びそれ以外の文章では、「水師」という当時の中国語でよく見かける語が使用されているが、古城貞吉と程起鵬は翻訳記事で、「水師」ではなく、原誌にも出現している「海軍」を用いている。つまり、「海軍」に関しては、両氏は、日本語で一般的に使用される語をそのまま用いている点で一致している。また、同時期の『集成報』でも「海軍」の使用が見られる。実際、筆者の調査した当時の刊行物では、全体的には「水師」が多用されているが、「海軍」も多く見られる。したがって、当時、「海軍」は定着しつつある状態にあると言えよう。

4. 翻訳の正確性

『実学報』の「實學報啟」に見られる「本報繙譯東西書報悉照原文稍加潤飾詞達理舉總以不失本意爲主」という記述から²⁶、原文の内容を適切な表現で正確に翻訳するという翻訳趣旨が捉えられる。しかし、既述のように、当時、日本語に精通した人材が不足しており、その趣旨を果たせるほどの実力を持った人はなかなかいなかったと思われる。実際の『実学報』の翻訳記事を確認すると、翻訳趣旨で主張されているレベルに達しているとは言いがたい。一方、『時務報』の日本語翻訳の担当者古城貞吉は漢文造詣の深い漢学者である。果たして、実際の翻訳記事からはどのようなことが読み取れるのだろうか。以下、日本語記事「清國膠州灣」とこの記事の『時務報』と『実学報』における中国語訳について、比較しながら具体的に見ていく。

4.1 翻訳記事の問題点

翻訳記事『時務報』「論膠州灣」（表では翻訳Iと略す）と『実学報』「清國膠州灣」（表では翻訳IIと略す）における内容事項はほぼ同様であるが、同一内容事項の両翻訳記事における内容の違いや両翻訳記事のそれぞれの原誌記事の内容との違いが多く見られる。ここで、まず翻

訳記事における日本語記事原文との違いを表にまとめて示し、それから表の内容について具体的に説明を加えることにする。

原文	翻訳 I		翻訳 II	
	訳文内容	原文との 違いの有 無・大小	訳文内容	原文との 違いの有 無・大小
膠州灣の測量を了へ	測量膠州灣. ²⁷	有・小	在膠州灣測量已畢 ²⁸	無
清國政府も遂に意を決して軍港となすことに定めたり	中國政府亦漸悟其意.乃決意定爲軍港. ²⁹	有・小	清國政府遂決計以此灣爲屯軍之港. ³⁰	無
然れども政府には目下金錢もなく又然るべき技師もなければ其の意を果すこと能はざれば	顧中國政府現極貧弱.國庫空虛.而又不知辦法. ³¹	有・大	然政府以目下金錢不足.又無大本領之技師. ³²	有・大
英國新聞は附記せり	<u>原文内容に当たる</u> 訳文がない	有・大	英國新聞紙因此一事.遂附記之曰. ³³	有・小
清國政府亦た之を許したり因て同港は成るべく速かに築造に着手すべき筈なりと	<u>若中國政府允諾.則俄必亟成此事也.</u> ³⁴	有・大	庶幾該港之成就必速.而築造容易著手矣. ³⁵	有・大
露國政府は重ねて清國政府にして露国人にも清國政府と同様軍港として之を用ゐるの権利をだに許さば露國自ら費を投じて之を築造すべきことを申出でたるに	於是我俄人更說中國政府云.貴國如假我俄國以與貴國同用膠州灣之利權.則我俄國願出貨代爲築造. ³⁶	無	果俄國以此港爲重.則允俄國人爲清國造成軍港.而以其權利許之俄國.聽其自備貨費築造. ³⁷	有・大

軍港の築造の際の外交交渉にあたって、清国政府と露国政府のどちらから働きかけたかという面で、両翻訳記事において、大いに異なる部分がある。原本記事においては、清国政府は、膠州湾に軍港を築造することに同意はするが、実現はできないということに対して、露国政府は、露国人にも清国政府と同様、その軍港を利用する権利を与えてもらえば、露国政府は投資して築造すると申し出た、と交渉の過程が述べられている。ところが、翻訳のほうを確認すると、翻訳 I では、「軍港」としての権利と明言していないものの、共に利用することを条件に築造すると正確に訳されているが、翻訳 II は、露国政府からの働きかけについては述べておらず、清国政府自らが交渉を持ちかけたような書き方をしている。更に、膠州湾の軍港が重要であるか否かの判断を露国政府に委ねているような表現と、軍港の権利を露国政府に許すような曖昧な表わし方も正確性に欠けている。更に、続きの文章を見ると、翻訳 I の「若中國政府允

諾…」は原本の「清國政府亦た之を許したり」と合致しておらず、翻訳Ⅱの「庶幾該港之成就必速、而築造容易著手矣。」は原本の「因て同港は成るべく速かに築造に着手すべき筈なり」と一致していない。

また、日本語記事の「清國膠州灣」の内容は、露国海軍省の機関新聞における記述と英國新聞におけるコメントからなっており、日本人記者によるコメントは記されていない。しかし、翻訳Ⅰにおいては「英國新聞は附記せり」という部分については訳されていない。これによつて、そのコメントが日本人によって書かれたものと読み取られる可能性も生じてくる。上記のように訳されていない語句があるほかに、翻訳Ⅰではほかの内容に訳された文もある。例えば、「然れども政府には目下金錢もなく又然るべき技師もなければ其の意を果すこと能はざれば」は、「顧中國政府現極貧弱、國庫空虛、而又不知辦法。」と前半は意訳され、後半は技術者がないことが訳出されていないことが分かる。

最後に、古城の訳では、露国人は膠州湾の測量を終えていることが正確に訳出されていないことと、清国政府は露国外交官の説得に対して「漸悟其意」と文章が加えられていることが挙げられる。

4.2 翻訳の正確性についての考察

表の「原文との違いの有無・大小」に着目すると、違いの箇所については、翻訳Ⅰの5ヶ所のほうが翻訳Ⅱの4ヶ所より多い結果になっている。しかし、翻訳の正確性を判断する際、内容事項をどこまで正確に訳出し、伝えられているのかが重視されるポイントである。4.1での分析から分かるように、翻訳Ⅰの「大」の下線されている部分以外の項目は内容事項に大きな影響を与えないため、特に問題視する必要はない。それに対して、外交交渉に関する内容を正確に訳すことが極めて重要である。当時、列強は清政府の衰退に乗じて「中国の分割」を進めてきた。ロシアは自国の対中国政策を維持するために、また、東アジア進出のために、不凍港が必要であり、南下政策を取って満州における権益拡大を図っていた。したがって、中国が不凍港膠州湾における権益をどの程度守れるか、は国民の間で非常に敏感な話題となっていた。このような状況を背景に、更に、マスコミの影響力も加えて考えると、外交交渉において、「中国とロシアのどちらが主導権を握っているか」「交渉の内容として、膠州湾を利用する権利はどちらにあるかについての明記」「交渉の結果として、膠州湾を利用する権利はロシアにあることについての承認」という内容を正確に伝えることが重要な意味を持っていることは言うまでもない。

以上、両方の翻訳記事について考察した結果、外交交渉の肝心な内容の部分について、翻訳Ⅰより翻訳Ⅱのほうに、大きな間違いや誤解が生じうるような訳し方が見られる。したがって、

古城による翻訳のほうがより正確性を持ち、評価できる。

上記の分析結果から、翻訳者の語学力は翻訳の質や正確性に強く影響していることが明らかになる。つまり、翻訳Ⅱの場合、その翻訳が正確にできていないのは、翻訳者が日本語を体系的に学習していないため、高レベルの日本語力が身に付いていないからであろう。

5. おわりに

本稿では、同一日本語記事の中国語訳『時務報』「論膠州灣」と『実学報』「清國膠州灣」について、中国語への翻訳の様相を具体的に分析し、日本新漢字語の伝播媒体として近時注目度が増しつつある定期刊行物の一端を考察した。

両誌は「海軍」「外交官」「技師」「軍港」「権利」「国庫」「政府」「築造」「兵營」などの新漢字語の使用が確認でき、これらの語の中国語における普及と定着に役に立ったことが明らかである。ただし、分析対象とした記事の分量それ自体は少量のため、更に両刊行物に出現している新漢字語の総体を探っていく必要がある。

また、翻訳のあり方については、以下の2点が明らかとなった。一つは、『時務報』「論膠州灣」のほうが構文と言葉づかいがより理解しやすいことで、もう一つは、『実学報』「清國膠州灣」のほうがより原誌の日本語記事の語彙使用状況を忠実に反映していることである。なお、両翻訳記事で「海軍」「外交官」「権利」「政府」などの新漢字語の使用は、中国人読者のこれらの表現に対する認識を深めたと言えよう。最後に、両翻訳記事の内容や翻訳者の訳し方などを比較することにより、漢文造詣の深い、優れた語学力を持つ古城貞吉のほうがより正確に翻訳していることが分かった。

注

- 1 湯 1993 『戊戌時期的学会和報刊』、台灣商務印書館、143 頁
- 2 最も古い勢力を守る者の情報収集に強い影響を与え、且つ、維新を主張する者の心を奪う力がある（筆者訳）；湯 1993、439 頁
- 3 学問を追究し、名実を考究することを主義とし、幅広く通論を採録し、各種の新聞を訳す（筆者訳）；出自は注 2 と同。
- 4 実藤 1981、15 頁
- 5 日本語を教えるために、1898 年に羅振玉によって上海に開設されたものである。
- 6 師範学校の先生である。『実学報』 273 頁
- 7 本紙は東洋と西洋の書物・新聞を翻訳する；翻訳者は三人である（筆者訳）。また、第 1 冊は英語とフランス語の翻訳者二人だけについて記している。『実学報』 63、64、70 頁
- 8 陳捷 2003 『明治前期日中学術交流の研究』 波古書院、王宝平 2005 『清代中日学術交流の研究』 波古書院参照

- 9 「外交官」「機關新聞紙」など
- 10 なお、『日本国語大辞典』で見出し語として掲載されている語は対象内に入る。例えば、「海軍省」「外交官」などである。
- 11 本稿で言う日本漢字語とはその意味・用法が日本語に出自を持ち、音読或いは訓読される漢字表記語のことを指す。また、語の出自を判定するにあたって、参照した辞書や著書などは次のとおりである。
 『華英字典』(1815~23)、『英華字典』(1866~69)、『中国語辞典』(1960)、『漢語外来詞詞典』(1984)、『大漢和辞典』修訂第2版(1989~90)、『近現代汉语新词词源词典』(2001)、『幕末・明治初期漢語辞典』(2007)；『改訂 近代語の成立 語彙編』(1991)、『現代漢語詞彙的形成一十九世紀漢語外来詞研究一』(1997)
- 12 『時務報』の「論整頓埠政」(古城貞吉訳国家学会録 卷3 2187頁)などの記事で「埠頭」「埠口」「碼頭」が使用されていることが確認されているが、『実学報』の「清國膠州灣」では、原誌の「埠頭」が「埠頭」に訳されている。下記の『漢語大詞典』における記述によると、この訳は方言の影響であることが明らかである。
- 埠[bù] 【埠頭】方言。码头；交通便利的商业城市。清 王韬『欧洲各都民数』：“四海之内偏設埠頭，歐洲人足跡徧於天下，所至即思兼併。”又『宣索归澳门议』：“葡萄牙遂立埠頭於香山縣之濠鏡，此萬曆七年間事也。”
- 13 なお、佐藤亨 2007『幕末・明治初期漢語辞典』(明治書院)では日本語文献における用例が挙げられている。
- 14 森岡健二編著『改訂近代語の成立語彙編』、明治書院 1991年参照
- 15 現代中国語には「利权」と「权利」の両方がある。
- 16 『時務報』 875、1914頁など
- 17 王斯沅訳上海字林報 西9月24日 359頁
- 18 『実学報』 427頁
- 19 『実学報』 310頁
- 20 『実学報』 89頁
- 21 『実学報』「論俄國在東方利益」 159頁
- 22 他に、「德國與俄國交際」(『実学報』486頁)という記事にも見られる。
- 23 ～を～に (筆者訳)
- 24 『時務報』 張坤德訳溫故報 西3月15日 2023頁
- 25 『実学報』 王斯沅訳上海字林西字報 西9月24日 351頁
- 26 本紙は東西[日本と西洋諸国]の著書と新聞を翻訳する。翻訳の際、少し手を加えるが、なるべく原文に忠実に訳す。また、適切な言葉遣いで意を尽くし、筋を通す。要するに、全体的に本来の意味を生かすことを重んじる。(筆者訳)；『実学報』 63頁
- 27 膜州湾を測量する。(筆者訳)
- 28 膜州湾での測量を終えた。(筆者訳)
- 29 清国政府も漸く其の意を悟り、軍港とすることに定めた。(筆者訳)
- 30 清国政府も遂にこの湾を軍港とすることに定めた。(筆者訳)

- 31 清国政府は現在極めて貧弱で、国庫金もなく、また、成すすべもないため…（筆者訳）
- 32 然し、政府は目下金銭もなく、また、適任である良い技師もいないとし…（筆者訳）
- 33 そのことのために、英國新聞は……と附記した。（筆者訳）
- 34 もし清国政府が承諾すれば、露国はなるべく速やかにこのことを実現すべきである。（筆者訳）
- 35 そうすると、この軍港は必ず速やかに完成でき、また、築造も着手しやすくなるのだろう。（筆者訳）
- 36 そこで、露国政府は、もし清国政府が露国に清国政府と同様に膠州湾を用いる権利を与えるのであれば、露国は投資して清国政府の代わりに（軍港を）築造することを望む、と更に清国政府を説得した。（筆者訳）
- 37 もし露国が真にこの港を重視するのであれば、清国政府は、露国人が清国政府に軍港を造り上げることを承諾し、軍港の権利を露国に与え、露国が自ら資金を用意し築造するよう一任する。（筆者訳）

参考引用文献

- 戈公振 1927 『中国報学史』 上海商務印書館
- 王力 1980 『漢語史稿』 中華書局
- さねとうけいしゅう 1981 『中国人日本留学史』 くろしお出版
- 中華書局編輯部編『実学報』『時務報』『集成報』 中華書局 1991年
- 馬西尼 1997 『現代漢語詞彙的形成——十九世紀漢語外来詞研究』 漢語大詞典出版社
- 沈国威・内田慶市・熊月之・王揚宗 1998 「欧化国家を目指せ：情報発信基地としての19世紀日本——日本新聞の中国語訳を通して見る近代日中語彙交流」『財団法人松下国際財團研究助成・研究成果報告書』
- Robert Morrison 1815-23 『華英字典』（影印本 1996）ゆまに書房
- W. Lobscheid 1866-69 『英華字典』（復刻版 1996）東京美華書院
- 方毅等編『辞源』 上海商務印書館 1915年
- 舒新城等編『辞海』 中華書局 1936-37年
- 鐘ヶ江信光 1960 『中国語辞典』 大学書林
- 大槻文彦著 山田俊雄等編『言海』（明治 22～23年刊の複製） 大修館書店 1979年
- 北京外国语学院英语系『汉英词典』编写组编『汉英词典』 商务印书馆 1980年
- 高名凱・劉正琰等編『漢語外来詞詞典』 上海辞书出版社 1984年
- 鄭易里・曹成修編『英華大詞典』修訂第2版 商務印書館 1984年
- 『漢語大詞典』 上海辞书出版社 1986～1994年
- 諸橋轍次著、鎌田正、米山寅太郎修訂『大漢和辞典』修訂第2版 大修館書店 1989～90年
- 『日本国語大辞典』第2版 小学館 2000～02年
- 『近现代汉语新词词源词典』 汉语大词典出版社 2001年
- 佐藤亨 2007 『幕末・明治初期漢語辞典』 明治書院
- 『東京日日新聞』 1897年9月12日